

令和元年度保育料表（参考）

令和元年 10月1日現在

その月の初日現在における 在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) (単位 円)	
階層 区分	税額	保育標準時間	保育短時間
		0~2歳児	0~2歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯又は政令第4条第2項第8号に規定する里親である支給認定保護者等	0	0
B1	市民税非課税世帯 (A階層を除く)	ひとり親家庭等	0
B2		一般世帯	0
C1	市民税の均等割の課税世帯であって、所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割非課税	9,600
C2		48,600円未満	11,500
D1		48,600円以上 71,000円未満	16,700
D2		71,000円以上 117,000円未満	20,600
D3		117,000円以上 162,000円未満	28,700
D4		162,000円以上 206,000円未満	34,900
D5		206,000円以上 350,000円未満	47,900
D6		350,000円以上	61,900

- ※ 保育料の算定の基となる市民税所得割課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の税額を控除する前の額です。
- ※ 2歳児の児童が年度途中で2歳(3号認定)から3歳(2号認定)となった場合でも、年度末までは2歳児の保育料となります(2号認定に変更時、保育料の通知書を改めて送付いたします)。
- ※ 保育料表については、改定する場合があります。